

徳島県規則第二十六号

徳島県職業能力開発校管理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和八年三月三十一日

徳島県知事 後藤田 正 純

徳島県職業能力開発校管理規則の一部を改正する規則

徳島県職業能力開発校管理規則（昭和三十三年徳島県規則第三十四号）の一部を次のように改正する。

第五条ただし書中「、設備施工科」を削り、同条第一号中「電気環境システム科及び徳島県立南部テクノスクールの」を削る。

第七条第一項中「設備施工科、」を削る。

別表第一の一の表徳島県立中央テクノスクールの理容科の項の項名を「ヘアビジネス科」に改め、同項中「二〇人」を「一五人」に改め、同表徳島県立中央テクノスクールの美容科の項を削る。

別表第一の二の表を次のように改める。

二 短期課程の普通職業訓練（在職者訓練を除く。）

職業能力開発校の名称		訓練科	訓練生の定員	訓練期間	訓練開始の時期
徳島県立中央テクノスクール		電気システム科	一五人	一年	四月
徳島県立南部テクノスクール		ヘアビジネス科 ダブルライ センスコース	五人	一年	四月
徳島県立西部テクノスクール		カラークリエイト科 電気設備エンジニア科	一五人	一年	四月
		伝統建築科	一五人	一年	四月

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和九年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表第一の一の表の規定は、令和九年四月一日以後に入校する者について適用し、同日前に入校した者については、なお従前の例による。

(徳島県職員被服等貸与規則の一部改正)

3 徳島県職員被服等貸与規則(昭和四十年徳島県規則第二十二号)の一部を次のように改正する。

別表徳島県職業能力開発校の項中

理容科又は美容科の訓練を担当する者を除く。	理容科又は美容科の訓練を担当する者に限る。
-----------------------	-----------------------

を

ヘアビジネス科の訓練を担当する者を除く。	ヘアビジネス科の訓練を担当する者に限る。
----------------------	----------------------

に、「金属技術科、電気環境システム科、自動車整備科、住宅建築科、設備施工科、カラーコーディネート塗装科又は木工技術科」を「自動車整備科、電気システム科、メタルワークス科、カラークリエイティブ科又は伝統建築科」に、「電気環境システム科、住宅建築科、カラーコーディネート塗装科、木工技術科、理容科又は美容科」を「ヘアビジネス科、電気システム科、カラークリエイティブ科又は伝統建築科」に、「機械技術科、金属技術科、自動車整備科、設備施工科又は電気工事科」を「自動車整備科、メタルワークス科又は電気設備エンジニア科」に改める。